

# 青少年のインターネットの利用実態を基にした啓発教育政策の評価と方向性に関する研究

齋藤長行<sup>†1</sup>

我が国では、2008年に「青少年インターネット環境整備法」が制定され、官民による共同規制に基づく啓発教育政策が行われてきている。OECD(2012)においても、青少年のインターネット環境整備は共同規制による啓発教育を施行することの必要性が言及されており、このような政策を効率的・効果的に施行するためには定量的な分析結果を基にすることの重要性が指摘されている。

このことから、総務省ではOECDと連携して「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」が開発され2012年度に約2,500名の高校1年生等を対象にリテラシー測定のための大規模な調査を行った。また、内閣府では2009年より継続的に青少年のインターネット利用実態調査を行っている。

これまで筆者は、上記に上げた調査データを分析し、青少年のインターネットの利用実態およびリテラシーの習熟を明らかにしてきた(齋藤・新垣2011, 齋藤・吉田2013)。

本研究では、これまでの分析で得られた結果を基にして、2008年以降行われてきた青少年インターネット環境整備政策を評価するとともに、今後の啓発教育の政策的方向性を示す。

## Research on Evaluation and Direction of Awareness Education Policy Based on Actual Usage of Internet of Youth

Nagayuki SAITO<sup>†1</sup>

In Japan “Act on Development of an Environment that Provides Safer and Secure Internet Use for Young People” came into force in 2008, awareness education policies by the public and private sectors based on co-regulation have been implemented. In addition, OECD (2012) has points out that making internet environment for youth is important to implement awareness education policy based on co-regulation, and in order to implement efficiently and effectively such a policy, it is necessary to basis results of quantitative analysis.

From these facts, “Internet Literacy Assessment indicator for Students (ILAS)” was developed form by the joint project of the Ministry of Internal Affairs and Communications and the OECD, and it was implement to measure literacy to subject as students of freshman in high school about 2,500. In addition, internet use survey of youth have been conducted continuously since 2009 by Cabinet Office.

Heretofore, have revealed actual use of the internet and proficiency of literacy of the youth (Saito, Aragaki, 2011, Saito, Yoshida, 2013). This study, based on the results from the previous studies, will evaluate awareness education policies that have been implemented since 2008, and will suggest the policy direction.

### 1. はじめに

現代社会において、モバイル通信環境は欠くことのできないインフラ基盤であり、我々のビジネスや生活活動を下支えしている。この通信網の恩恵は、成人のみならず青少年においても同様であり、公共サービスの利用、エンターテインメントコンテンツの視聴、情報収集、教育ツールとしての利用等多方面で活用されている。内閣府(2013)の調査によれば、2012年時点における中学生の携帯電話の保有率は51.6%、高校生では98.1%を占めており[1]、青少年にとってモバイル通信機器は日常的なツールとなっていることが計り知れる。

さらに今日の教育を取り巻く社会情勢において、モバイル通信機器等のICTを利用した教育の可能性が議論されている。the Partnership for 21st Century Skills (2009)では、21世紀に求められるスキルの一つとして“information, media and technology skills”をあげており、青少年の批判的思考や協働コミュニケーション能力を醸成するためのツールとしてICTが果たす役割は大きいと言える。

しかし、モバイル通信機器の利用は“光”の側面だけではなく“影”の側面の孕んでいる。セキュリティの脆弱性や知識不足によるプライバシー情報の流出、架空請求や高額請求の問題、交流サイトやメールでのやり取りから生ずるコミュニケーション上のトラブル、さらには交流サイト等を介して遭遇する犯罪者等からの不適切なコンタクトの問題等があげられる。

警察庁(2012)の調査によれば、いわゆる「出会い系サイト」に関する被害の内、出会い系サイト経由で被害に遭った青少年の数は2008年をピークに減少傾向にあるが(犯罪検挙数:282件、被害児童全体の20.6%)、一般のコンテンツプロバイダーが運営している交流サイト経由での犯罪が増加しており、犯罪被害の多くが一般交流サイトを介して発生している(犯罪検挙数:1,085件、79.4%)。このことは、交流サイトを運営する事業者の自主規制の強化が望まれるとともに、交流サイトを利用する青少年に対するリスク回避能力を身につけるための教育の機会を提供することが急務であると言える。

## 2. 法規制による官民の取組

このような社会的・今日的課題に対し、青少年がインターネットを安全に安心して利用できる通信環境を整備することを目的として「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下：青少年インターネット環境整備法）」が2009年4月に施行された。本法の主たる目的の一つに「青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずる」ことが規定されている（第1条）[2]。さらにその「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進」は、「民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する」と規定されており（第3条3項）、本問題に対する取組は民間による自主規制を主体とし、政府との連携のもとで青少年のインターネットの利用環境を整備していくという共同規制体制が基本的な政策方針であることが理解できる。

このような自主・共同規制を基礎とした政策の施行は、我が国だけの傾向ではなく、国際的な潮流となっている。英国の情報通信庁(Office of Communications)では、一般的な規制の在り方に関する報告書を公表しており、情報通信産業分野における規制の方向性として自主・共同規制の有効性をあげている。この報告書では、自主・共同規制のガイドラインとして、共同規制とは自主規制と法的規制の両方の要素をもつものであり、民間産業界と政府機関が集团的に特定の問題の対処に取組む政策手法であることが示されている(Ofcom 2008)。

本問題のような情報通信に関わる政策を効果的に施行するためには、共同規制を講じることが有効であると言える。それは、情報通信産業のような利用環境の変化が激しい分野においては、法的規制は環境の変化に即時に対応できない一方、自主規制ではその強制力が弱まり利用環境の整備につながらないおそれがあることから、民間と政府の両者の協力体制を促す共同規制が効果的であると言えるからである（谷口 2003, European Economic and Social Committee 2005）。

## 3. 共同規制を効率化させる指標

しかし、共同規制は規制する側の政府と規制される側の民間との共同的な取組を講じる政策であり、両者の利害を調整し、啓発教育政策が効率的に施行していく必要がある。OECDはこの様な利害が対立する両者の共同を実現するためには、政策の透明性を高めることが必要不可欠であることを指摘している(OECD 2011)。

この透明性の向上のためには、啓発教育政策の必要性を明らかにするための計量的なエビデンスを示すことが必要

不可欠となる。そのための方策として OECD (2012) の「青少年保護勧告」では、青少年と保護者のインターネットの利用状況やリテラシーの習熟を定期的に測定し、その分析・評価結果をエビデンスとした啓発教育政策を立案・施行することを国際社会に向け勧告している。このような指標を基にした政策を行うことにより以下の効果が期待される。

### 3.1 関係者の役割分担の明確化

指標により明らかになった青少年と保護者のインターネットの利用状況やリテラシーの習熟により、本問題における関係者の役割分担が明確になることが期待される。本問題の関係者とは、政府および自治体からなる公的な機関、通信機器、コンテンツおよび通信インフラを提供する民間事業者、NPOや財団法人などの民間公益団体、学校関係者、保護者等があげられる。

例えば、調査の結果フィルタリングの普及率の改善が必要であるという結果がもたらされた場合は、政府はフィルタリングの普及に向けて民間事業者に対する働きかけ、保護者や教育者に対する支援活動が必要になる。一方、民間事業者は企業の社会的責任（以下：CSR）としての自社における消費者教育の実施や、業界連携的な啓発活動の枠組みの構築が必要となるであろう。教育者においては、フィルタリングの利用を促すような児童・生徒指導の実施が必要となる。さらに保護者においては、モバイル通信機器利用に際して青少年との話し合いや、家庭での継続的な保護・監督を行うことが必要になるであろう。

この様に、指標から得られた結果は、各関係者の各々の役割を明確にし、その役割の遂行を支援する物差しとなると言える。

また、通信環境および通信機器の発展の速度は極めて速いものであり、その様な利用環境の変化に適した啓発教育を提供していく必要があると言える。しかし、小中高校において行われているフォーマル教育は、学習指導要領との整合や各学校における年間の学習計画とのすり合わせに、時間を要してしまうと言うデメリットがある。

このような状況においても、指標を活用することにより、通信環境変化により新たに青少年に身につけさせることが望まれる知識については、通信事業者からの啓発教育に関する情報の提供と、実践の役割を分担することを容易にする。

### 3.2 啓発教育内容の最適化

指標を活用することにより、啓発教育の内容を最適化することが可能となるであろう。これまで行われてきた啓発教育では、啓発教育を提供する側の裁量に委ねられた教育が提供されてきており、その提供されている学習内容が青少年を取り巻くインターネットリスクに対応しているのか、優先度の高い学習項目はどのようなものかについては十分

な議論がなされてきたとは言えない。

OECD(2011)では青少年のインターネット利用から生ずる可能性のあるリスクを分類化している。OECDのリスク分類では、“Internet technology risks,” “Consumer related risks,” “Information privacy and security risks”の大分類の下部層に中分類が7層、小分類が21層に分化されており、各リスクに対処できる能力を身につけるための啓発教育を提供することの重要性が指摘されている。

指標を活用することによって、我が国の青少年が身につけなければならない各リスク回避能力を可視化することにより、学習内容を最適なものに編成することができる。さらに、この学習内容最適化は、個々の青少年の能力の習得状況に応じて、カスタマイズすることを容易にすることができる。

また、本問題は青少年のインターネット社会に対する規範意識とも深く関連する問題である。例えば、違法コンテンツの送受信行為にみられるように、リスク回避に関する知識を身に付けていても、必ずしもリスク回避的な行動ととるとは限らない。このような場合は、青少年のインターネット社会に対する規範意識を育てる教育が必要となると言える。

このような課題に対しても、指標を活用することにより、青少年の知識だけにとどまらずに、行動や心理的な側面も可視化することが可能となる。それらの結果から導き出された結果を基に啓発教育の内容を決定することが容易になると言える。

### 3.3 啓発教育コストの削減

指標を活用することにより、関係者の役割分担を明確にすることは、副次的に啓発教育を施行するためにかかるコストを削減することができるであろう。

このことについて事例をあげて考えてみよう。政府において青少年のインターネット利用に関する政策を管轄する府省庁としては、共生社会における青少年保護の立場から政策を講じる内閣府、情報リテラシーの育成という立場から政策を講じる文部科学省、情報通信機器の適切利用と消費者保護の立場から政策を講じる総務省、情報通信産業分野における市場の適切な発展という立場から政策を講じる経済産業省および消費者庁、サイバー犯罪およびインターネット経由での生じる犯罪の抑止の立場から政策を講じる警察庁等、それぞれの政策の立場から、啓発教育に関する政策を施行している。

また、本問題に関係する民間企業は「青少年インターネット環境整備法」第3条3項の規定により、「自主的取り組み」として啓発教育に関与しなければならない。具体的には、通信インフラ事業者、携帯電話会社、通信デバイス・メーカー、コンテンツプロバイダー等インターネットを活用して青少年にサービスを提供する多くの企業が本問題の

関係者に該当する。これらの関係企業からは、CSR活動として各々の企業から啓発教育が行われてきている。

しかし、各府省庁および各企業から提供されている啓発教育の共有や啓発教育内容の分担が十分に行われてきたとは言えず、その教育内容が重複していた。

しかし、指標の活用は関係者間における情報の共有化を促進させ、啓発教育の役割分担が明確になるであろう。このことは啓発教育の内容の重複の解消を促し、結果的にはかかるコストを軽減させる効果をもたらすと考えられる。

### (1) 啓発教育政策の効果の可視化

指標を活用することにより、経年的な調査を施行することが可能となる。このことにより、啓発教育による青少年のリテラシーおよび保護者のリテラシーの深度、青少年の通信機器の利用状況の変容、情報機器利用およびリテラシーの地域間格差の変容等を可視化することを可能とし、講じてきた啓発教育の効果进行分析・評価することが可能となる。

さらに、啓発教育の効果进行分析・評価の情報は、更に啓発教育政策を最適化させる指針となり、本問題における政策をPDCAサイクルの基軸に乗せることができると言える。

## 4. 我が国における青少年のインターネット利用実態指標

本問題に対し、我が国では青少年のインターネットの利用状況および彼らのリテラシーの習熟を可視化するための指標として現在2つの大規模調査が行われている。本章ではこれらの調査の概要について解説する。

### 4.1 内閣府：青少年のインターネット利用環境実態調査

内閣府では2009年より経年的に青少年のインターネットの利用実態および保護者の過程における指導・保護の状況について大規模な調査を行っている。本調査は調査地域として日本全国から標本を抽出しており、青少年2,000人、保護者2,000人を対象者として実施されている[3]。調査方法は調査員による個別面接聴取法であり、標本の抽出に関しては層化二段無作為抽出法が採用されている（参照：内閣府2009、内閣府2010、内閣府2012）。

青少年インターネット環境整備法附則抄第三条では「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが規定されている。本調査は本法の附則抄第三条を受けて、本法施行後の青少年のインターネット利用環境の改善状況を評価するための指標として実施されているものであり、主に青少年のインターネットの利用状況、フィルタリングの認知・普及の状況およびフィルタリングの改善ニーズを調査し評価するための基礎デー

タを提示することを目的として実施されているものである。

#### 4.2 総務省：青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標

総務省は OECD と連携して、2012 年に「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 (ILAS)」を開発し、その指標を活用して我が国の青少年のインターネット・リテラシーの測定を行っている。本指標は、OECD の情報・コンピュータ・通信政策委員会 (Information, Communications and Consumer Policy: ICCP) が取組んでいる情報通信が社会に与えている影響について評価するために開発を目指している指標の一つであり、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標においては、我が国が国際指標の開発に向けて先導的に取組んでいるものである。

本指標は OECD(2011)で提案されたリスク分類表を基にして青少年がインターネットを安心安全に利用できるようになるためのスキルとして 15 歳までに身につけることが望まれる能力をリスク定義表に 108 定めたものであり、この各リスク定義から導き出された能力を測定するためのテストを開発している (総務省情報通信政策研究所 2012a)。

2012 年に実施された我が国の青少年のインターネット・リテラシー測定のための大規模調査では、全国 23 校の高校等から協力を得て、約 2,500 人の高校一年生等を被験者として調査が行われている。本調査は、インターネットのリスク回避能力の測定に関しては、ILAS テストにより測定を行い、青少年の携帯電話の利用状況および青少年の心情に関してはアンケートにより測定し、これらをクロス分析することにより、リスク回避能力と利用状況および心情との関係を分析評価することを試みている (総務省情報通信政策研究所 2012b)。

また、本調査の結果は、2013 年に行われた OECD, ICCP, 情報セキュリティ・プライバシー作業部会に (Working Party on Information Security and Privacy) にて報告され、国際的な指標の開発に向けて OECD 加盟国 34 カ国の協議への参加のもと、継続的な審議が行われている (OECD2013)。

### 5. 調査データの分析結果のレビュー

青少年のインターネット利用環境をさらに改善して行くためにも、これまで施行されてきた啓発教育政策を分析し、その成果を評価することは重要であると言える。これまで筆者は、今後の啓発教育政策に資するために、前章で説明した内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」および総務省の「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」で得られた調査データを基に我が国における青少年および保護者のインターネットの利用状況と彼らのリテラシーおよび態度との関係につ

いて分析を行った。

齋藤・新垣(2010)では、青少年が学校などで受けた啓発教育の経験と実際のフィルタリングの利用状況との相関について分析を行った。齋藤・新垣(2012)では、保護者の啓発教育の経験と家庭での青少年のインターネット利用における保護・監督状況との相関を分析するとともに、我が国で施行されている啓発教育の地域間格差について分析を行った。また齋藤・吉田(2013)では、今日的な問題として新たに取組まなければならない、スマートフォンの安全利用のための啓発教育の課題を明らかにするために、スマートフォンの利用実態ならびに青少年のスマートフォン利用における認識について分析を行った。

これより、各分析の結果を基に青少年のインターネットの利用実態と彼らのリスク回避能力との関係について考察する。

#### 5.1 青少年のインターネットの安全に対する意識と教育との相関に関する分析

齋藤・新垣(2011)では、青少年のフィルタリングに対する知識が実際のフィルタリング利用に関係しているかについて明らかにするために、内閣府(2009)の調査データを基に小学生 4~6 年生・中学生・高校生のフィルタリングの使用状況と、フィルタリングに関する知識の状況について相関分析を行った[4]。その結果、小学生においてはピアソンの  $R=0.23$  となり、わずかな正の相関がみられた。しかし、中学生においては  $R=0.14$ 、高校生においては  $R=0.06$  となり、ほとんど相関がみられなかった。

さらに、青少年のフィルタリングに対する知識の状況と安心に関する教育を受けた機会の回数について、相関係数を計算したところ、 $R=0.24$  となり、わずかな相関がみられた。このことから、安全に関する教育を受けた回数の多い小学生ほど、フィルタリングに関する知識が深まっていると言える。また、中学生においても、 $R=0.20$  となり、わずかな相関がみられた。しかし、高校生においては、ピアソンの  $R=0.17$  となり、ほとんど相関が無いと言う結果であった。

この様に、小学 4 年~6 年生においてはフィルタリングに対する知識が高いほど実際の使用状況がわずかに高くなっているが中学生・高校生と学年が上がるにつれて相関係数が低くなっており、フィルタリングに対する知識と実際の使用状況は明確な関係性があるとは言えない結果となっている。さらに、啓発教育を受けたことが彼らのナレッジを高めているかについてみてみると、小・中学生においては相関がみられるものの、高校生においては殆ど相関が無いと言う結果となった。これは、中学生においては、知識は知識として修得しているものの、その知識が行動規範となり、フィルタリングの利用により、自ら有害サイトの閲覧を制限するという行動には至っていないことを意味する

と言えよう。さらに、高校生においては啓発教育の効果自体が減じてしまっていると言える。

この分析結果を踏まえると、これまでのインターネットの啓発教育の方策を、青少年の規範意識育成として機能するものに変換して行く必要があるであろう。内閣府(2010b)においても、青少年の規範意識を育てるために「心理学的視点も踏まえた教育の実践が必要」であることが指摘されている。これらのことから、青少年の規範意識を育てるための教育を実践し、青少年の安全利用への意識を向上させる必要があると言える。

## 5.2 保護者のインターネットの安全に対する意識と教育との関連に関する分析

齋藤・新垣(2012)では、青少年のフィルタリング使用状況と保護者のフィルタリングに関する知識との関連について分析を行った[5]。相関係数は  $R=0.20$  となり、わずかな正の相関がみられた。このことは、フィルタリングに対する知識を持つ保護者ほど、青少年に対しフィルタリングを利用させていることを意味する。

保護者のフィルタリングに対する知識の状況と啓発教育を受けた機会の回数との相関では、 $R=0.21$  となり、わずかな相関がみられた。このことは、啓発教育を受けた回数の多い保護者ほどフィルタリングに関する知識が習熟していることを意味する。

保護者の啓発教育を受けた機会の回数と携帯電話やパソコンの使用に関して注意している事の数との相関では、 $R=0.36$  となり中程度の正の相関がみられた。このことは、啓発教育を受けた回数の多い保護者ほど、携帯電話やパソコンの使用に関して注意する意識が高いことを意味する。

保護者の安全に関する教育を受けた回数と家庭でのルールの数との相関では、 $R=0.29$  となり中程度の正の相関がみられた。このことは、啓発教育を受けた回数の多い保護者ほど家庭でのルールを決めていることを意味する。

保護者が携帯電話やパソコンの使用に関して注意している事の数と家庭でのルールの数との相関では、 $R=0.44$  となり中程度の正の相関がみられた。このことは、携帯電話やパソコンの使用に関して注意している事の数が多いほど、家庭でのルールの数が多いことを意味する。

これらの結果から、保護者においては、啓発教育を受けた経験が家庭での青少年のインターネットの安全安心利用のための実際的な行動につながっていると言える。このことから、保護者に対する啓発教育を提供するための組織的な取り組みが行える基盤を構築していくことが政策的な課題であると言える。

## 5.3 各種青少年保護サービスの利用状況

齋藤・吉田(2013)では、各事業者から提供されているスマートフォンで利用可能な各種青少年保護サービスの利用

状況について分析を行った[6]。分析の結果、セキュリティ・アプリの利用率は 42.79%と 4 割強の青少年がセキュリティ・アプリを利用していた。次にプライバシー設定機能においても、41.39%と 4 割強の青少年がプライバシー設定機能を利用していた。

しかし、端末のペアレンタル・コントロール機能の利用率は 11.76%であった。次に、フィルタリングアプリにおいては 31.16%であった。望まれることは、子どものスマートフォンを活用するためのリテラシーの深度に合わせて、段階的にフィルタリングの強度を変更していくことであると言える。

## 5.4 各種青少年保護サービス相互の相関関係

さらに、齋藤・吉田(2013)では、各青少年保護サービスの相関関係を評価するために、フィルタリングの利用、プライバシー設定機能の利用、セキュリティ・アプリの利用及びペアレンタル・コントロール機能の利用における相関係数を算出した。

分析の結果、フィルタリングの利用とプライバシー設定機能の利用との間の相関係数は  $R=0.47$  となり、中程度の相関の関係があるという結果を得た。フィルタリングの利用とセキュリティ・アプリ機能の利用との間の相関係数は  $R=0.40$  となり、この関係においても中程度の相関があるという結果を得た。フィルタリングの利用とペアレンタル・コントロール機能の利用との間の相関係数は  $R=0.45$  となり、この関係においても中程度の相関があるという結果を得た。プライバシー設定機能の利用とセキュリティ・アプリ機能の利用との間の相関係数は  $R=0.89$  と非常に強い相関関係があるという結果を得た。また、プライバシー設定機能の利用とペアレンタル・コントロール機能の利用との間の相関係数は  $R=0.44$  となり、中程度の相関関係があるという結果を得た。さらに、セキュリティ・アプリ機能の利用とペアレンタル・コントロール機能の利用との間の相関係数は  $R=0.43$  となり、中程度の相関関係であるという結果を得た。

これは、青少年保護サービスを利用している青少年にブライミング効果が働いていることが考えられる。ブライミング効果は一度受けた刺激が呼び水となり、後に受ける刺激に影響を与えることにより行為が促進されるという心理的影響のことである(Tulving, Schacter, & Stark, 1982)。

この様に、安心安全に関するサービスを利用している青少年は、単独のサービスにとどまらずに、他のサービスも併用して安全対策を講じる傾向にあるということが分かった。このことから、青少年のインターネットの安全利用のために、先ず一つの保護サービスを利用することを促し、その利用を手掛かりに、他の青少年保護サービスも提案していくことが有効であると言える。

### 5.5 アプリの情報漏洩の危険性への認識とプライバシー 確認行為との相関

さらに、齋藤・吉田(2013)では、アプリの情報漏洩の危険性への認識とプライバシーポリシーの確認行為との相関を分析した。分析の結果、相関係数は  $R=0.88$  と非常に強い相関であった。

このことは、プライバシーポリシーをよく読む青少年ほど、アプリの情報漏洩の危険性への認識が高いことを意味する。この結果を逆説的に考えれば、啓発教育の際にプライバシーポリシーを読むことを促すことにより、情報漏洩への注意喚起にも正の影響を与えることが可能であると言える。

### 5.6 無線 LAN と携帯電話回線に対する利用状況と認識

さらに、齋藤・吉田(2013)では、無線 LAN と携帯電話回線に対する利用状況と認識について調査した。調査の結果、無線 LAN と携帯電話回線の利用に大きな開きが無いという結果となった。

しかし、「無線 LAN と携帯電話回線の違いが分からない」と回答した青少年が 30% を超えていた。無線 LAN 利

用時には携帯キャリア側の保護対策を受けることができないということから、青少年がその問題を認識する必要があり、利用通信回線に関するリテラシーを高めるための取組が必要となる。

## 6. 分析レビューを基にした我が国啓発教育政策に対する評価

本章では、今後の政策の方向を示すために、前章で取り上げた分析結果をエビデンスとした啓発教育に関する政策提言を行う。OECD(2012)は、全ての関係者がインターネット上の青少年保護に取組むことが勧告されている。青少年インターネット環境整備法をよりどころにして、ここにおける関係者としてあげられる者は、政府機関・地方自治体[7]、民間企業等[8]、保護者および教育者[9]があげられる。このことから、ここでは指標の分析結果を受けて、各関係者が取組むべき取組の方向性を表 1 にまとめた。次に、表 1 をもとに各関係者に対する取組について議論して行くこととする。

表 1:啓発教育政策における各関係者に求められる取組の方向性

No.	政策課題	対象	関係者の相互協力			
			政府機関・ 地方自治体	民間企業・ 民間団体	保護者	教育者
1	インターネット・リテラシーの育成と規範意識の醸成の 2 つのタイプの啓発教育の施行	青少年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット・リテラシーの育成と規範意識の醸成の 2 つの啓発教育を効果的に組み合わせることで啓発教育の機会を提供する。</li> <li>・特に高学年の青少年には規範意識を育てるための教育としてディスカッションベースの啓発教育の提供を奨励する。</li> <li>・青少年および保護者のベストプラクティスの表彰。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク回避のための知識の提供と規範意識を育てる 2 つの啓発教育を青少年の成熟に合わせてその比重を組み合わせる。</li> <li>・年齢が増すにつれてディスカッションベースの内省型啓発教育を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での対話の機会を増やし子どもの責任意識を育てる。</li> <li>・青少年の年齢に合わせて 2 つの啓発教育を効果的に組み合わせる。</li> <li>・家庭教育を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒との話し合いにより生徒の内省を促進させ彼らの規範意識を醸成する。</li> <li>・青少年の年齢に合わせて 2 つの啓発教育を効果的に組み合わせることで生徒指導を行う。</li> </ul>
2	保護者支援のための保護者に対する啓発教育の提供の必要性	保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対する啓発教育の実施と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対する啓発教育および</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら指導力を改善するため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に対する啓発教育および</li> </ul>

			奨励。	び情報提供の実施。	に研修会などへ参加する。	よび情報提供の実施。
3	各種青少年保護サービスの利用の促進	青少年	・各種青少年保護サービスの利用の奨励・促進。	・各種青少年保護サービスの利用の促進。 ・各種青少年保護サービスに関する情報提供を拡充する。	・青少年保護サービスの利用。 ・特に、ペアレンタル・コントロール機能利用を検討する。	・青少年と保護者に対し各種青少年保護サービスの利用の提案する。
4	Wifi ネットワーク用フィルタリングの利用の促進	青少年・保護者	・Wifi ネットワーク用フィルタリングの利用促進。	・Wifi ネットワーク用フィルタリングの利用促進。	・Wifi ネットワーク用フィルタリングの利用。	・Wifi ネットワーク用フィルタリングの利用の提案。

### 6.1 インターネット・リテラシーの育成と規範意識の醸成の2つのタイプの啓発教育の施行

前章 5.1 の分析結果から、インターネットの適切利用に関するリテラシーの育成のみならず、青少年がインターネット社会の一員としてネットワークに参加する態度を身につけることが重要となる。そして、そのような規範意識を育てる教育は年齢が増すにつれて、重要性も高くなるという結果となった。

この課題に対する各関係者の対応として、政府機関および地方自治体は啓発教育の実施において、2つのタイプの啓発教育を効果的に組み合わせることで啓発教育の機会を提供することが求められる。

具体的には、リテラシーの育成を目的とした集合授業型の教育と、規範意識の醸成を目的としたワークショップ型の教育を、受講者である青少年の年齢・属性・利用状況に合わせて実施することが効果的だと考えられる(齋藤・新垣 2010)。特に高学年の青少年には規範意識を育てるための教育としてディスカッションベースの啓発教育を提供することが必要であると考えられる。また、青少年および保護者のベストプラクティスを表彰する機会の創出も有効であると考えられる。

民間団体においては、政府機関・地方自治体と同様に、2つのタイプの啓発教育を実践していくことが必要であると言えよう。特にワークショップ型の教育は、教育者のファシリテーション能力が重要となることから、このような人材の育成が課題となるであろう。

また、集合授業型の教育は一度に多数の受講者を対象に授業を行うことができるが、ワークショップ型の教育では、少人数集団での教育実践となることから、教育を伝播させることが課題となる。このことから、ワークショップ型の教育を実践することができる、各地域で活動するファン

リテラシーの育成が課題となってくるであろう。

保護者においては、家庭での対話の機会を増やし、子どものネット社会の一員としての責任感を育てることが必要であろうし、教員においても生徒との話し合いにより、生徒の内省を促進させ、彼らの規範意識を醸成するような指導を実践することが重要になると言える。

### 6.2 保護者支援のための保護者に対する啓発教育の提供

前章 5.2 の分析結果から、保護者に対する啓発教育の効果は非常に高いものであった。しかし、保護者に対して啓発教育が十分に提供されているとは言えない。なぜなら、青少年においては、学校でのフォーマル教育と社会教育としてのインフォーマル教育で学ぶ機会があるが、保護者においては、イベント、セミナーやPTAの会合等で提供されるノンフォーマルな教育が主な学習の機会となっているからである(齋藤・新垣 2012)。

この様な、保護者の教育の機会の問題の解決のために、政府機関・地方自治体は、保護者向けの社会教育の機会を確保し、継続的に、広域に提供して行くことが必要である。

民間団体においては、政府機関と協働して、社会教育の実質的な提供と、最新の通信デバイスやネットワーク環境に関する情報を保護者に提供し、保護者の家庭教育を支援して行くことが必要である。

教育者においては、PTAとの会合の機会に保護者に向けた教育を提供するとともに、保護者と協働して青少年を保護・指導して行く体制を築いて行くことが重要であると言える。そして、当事者である保護者は、家庭での指導力を高めるために自ら研修会などに参加し、自分のリテラシーの改善に努めることが望まれる。

### 6.3 各種青少年保護サービスの利用の促進

前章 5.3 の各種青少年保護サービスの利用状況の調査結

果では、全ての保護サービスの利用率が50%を下回っていた。特にペアレンタル・コントロール機能においては11.76%であった。しかし、ペアレンタル・コントロール機能を利用するという事は、スマートフォンを青少年に買い与えるだけでなく、保護者も青少年のスマートフォン利用の当事者となり、青少年の適切利用に関与することであると言え、保護者に対する教育を進めていく必要がある。

一方で、前章5.4の青少年保護サービスを利用している青少年のサービスの利用状況の相関分析では、一つの保護サービスを利用している青少年は、他の保護サービスも利用している傾向にあった。このことから、積極的な青少年保護サービスの利用促進を図ることは効果的であると言える。

この課題の対応として、政府機関・地方自治体および民間団体は、相互に協働して各種青少年保護サービス利用の促進に努めることが求められる。

また、教育者は、青少年と保護者に向けてサービスの利用の働きかけが必要になるであろう。そして、保護者においては、当事者として、青少年と話し合い、保護サービスの利用に務めることが重要となる。

#### 6.4 Wifi ネットワーク用フィルタリングの利用の促進

前章5.6の調査結果から、スマートフォン利用者の約3割がWifiと3Gネットワークの違いについて認識をせずにインターネットを利用していることが明らかとなった。

この課題への対応として、政府機関・地方自治体は民間団体と協働して、3Gネットワーク用のフィルタリングのみならず、Wifiネットワーク用のフィルタリングの認知を広め、利用の促進に努めることが重要と言える。

教育者は青少年と保護者に対し、Wifiネットワーク用のフィルタリングの利用の提案を行うことが求められる。さらに、保護者は青少年を保護・指導する当事者として、青少年と話し合い、本サービスの利用に務めることが必要であると言える。

## 7. まとめ

本稿では、我が国で施行・運用されている代表的な2つの青少年のインターネット利用に関する指標から得られた分析結果を基に、啓発教育政策に対する政策的課題を明らかにするとともに、今後の政策方向性について議論を展開した。特に本問題は、民間の自主規制を政府機関が支援するという共同規制体制により、インターネットの環境整備が取組まれていることから、本稿では各関係者に求められる課題について言及し、彼らが果たすべき政策的責務と取組の方向性について議論を展開した。

本稿での議論から、啓発教育を効率的に提供するために

は、対象となる青少年の年齢や啓発教育の受講経験を考慮した上で、彼らに必要なとされる啓発教育を提供することが必要であることが示唆された。具体的には、リスク回避に関する知識を伝達することが必要な青少年か、それとも知識は既に持っているが、ネット社会の一員としての自覚と責任感を醸成させるための教育が必要なのかについて、この様な2つの教育を効果的に組み合わせる啓発教育を提供する政策が必要であると言える。

また、通信環境の変化は急速であり、このような環境から新たに派生する諸問題に対しても、啓発教育政策は対応して行かなければならない。Wifi回線向けのフィルタリングの例にも見られるように、社会的な認識が不十分な課題に対しては、教育としての情報の伝達に加えて、広報的な要素も含めた啓発活動が重要になってくると考えられる[10]。

さらに、保護者はフォーマル教育によって、インターネットのリスク回避の知識を学んできた世代でないことと、最新の通信環境についての知識を持ち合わせていない保護者も多く存在することが予測されることから、保護者を対象とした啓発教育を提供して行くことが重要であることが指摘される。

本稿でも議論したように、分析結果では青少年よりも保護者の方が、啓発教育の経験とインターネットの安全利用のための行動が結びついていると言う結果が得られている。このことから、効果的に青少年のインターネットの環境整備を推進するためには、青少年のみならず保護者に対する啓発教育を拡充する必要性は高いと言える。

青少年保護サービスの利用状況から導き出されることは、本問題に対する保護者の当事者意識を刺激すること、保護者が自信を持って青少年のインターネット利用を適切に保護・監督できるための能力を身につける機会を提供することが重要であると言える。

以上、本稿では各関係者が果たすべき政策的責務を明らかにするとともに、その取組の方策に対する提言を行った。この提言は、OECD(2012)の勧告に従い、エビデンスベースで計量的データをもとにしている。我々が取組むべき次のステップとしては、指標を基にして提言された各関係者の課題への取組を実践して行くことである。そのための基礎的な根拠として本稿が社会に貢献し、我が国青少年のインターネット利用環境が整備されることを願ってやまない。

さらに、国際的な観点から述べると、青少年のインターネット利用実態について調査している国は英国をはじめとして多数存在しているが青少年のリスク回避能力を測定するための指標を開発し、その指標を基に青少年のインターネット利用環境の整備に取り組んでいる国は我が国のみである。このことから、エビデンスから得られた結果を基に、啓発教育政策の見直しと最適化を図り、更なる利用環境整備に向けた啓発教育を実践することが重要である。そして、この様なPDCAサイクルの実践の過程を国際社会に報告し、



情報を提供して行くことは、本問題で先導的な取組を行っている我が国に課された責務であると考える。

**謝辞** 本稿は、総務省総合通信基盤局消費者行政課、総務省情報通信政策研究所内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、経済協力開発機構(OECD)科学産業技術局(STI)情報・コンピュータ・通信政策委員会(ICCP)の協力を得ることで執筆することができた。この場を借りて感謝を意を記す。

## 参考文献

- 1) 総務省情報通信政策研究所(2012a)「青少年のインターネット・リテラシー指標（指標開発編）」  
<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/ilas2012-report-build.pdf> (2013年6月10日確認)
- 2) 総務省情報通信政策研究所(2012b)「青少年のインターネット・リテラシー指標（実態調査編）」  
<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/ilas2012-report-survey.pdf> (2013年6月10日確認)
- 3) 内閣府、総務省、経済産業(2009)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説」<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu.pdf> (2013年6月10日確認)
- 4) 齋藤長行・新垣円(2011)「青少年のインターネット利用における規範意識を育てるための協働学習についての研究」情報文化学会誌第18巻2号, pp.60-67
- 5) 齋藤長行・新垣円(2012)「青少年のインターネット利用環境整備のための保護者に対するノンフォーマル教育政策の方向性についての検討」国際公共経済学会誌第23号 pp.78-89, 2012
- 6) 齋藤長行・吉田智彦(2013)「青少年のスマートフォン利用環境整備のための政策的課題—実証データ分析から導かれる政策的課題の検討—」総務省情報通信政策レビュー第6号 pp.91-108.
- 7) 内閣府(2009)「平成21年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当
- 8) 内閣府(2010)「平成22年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当
- 9) 内閣府(2011)「平成23年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当
- 10) 内閣府(2012)「平成24年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当
- 11) 警察庁生活安全局(2012)「平成22年上半期のお会い系サイトに関係した事件等の検挙状況について」警察庁  
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h22/pdf02-1.pdf> (2013年6月10日確認)
- 12) OECD(2012). Recommendation of the Council on the Protection of Children Online, Retrieved from, <http://webnet.oecd.org/oecdacts/Instruments/ShowInstrumentView.aspx?InstrumentID=272&InstrumentPID=277&Lang=en&Book=False> (Accessed on 10 February 2013).
- 13) OECD(2011). Digital Economy Papers No179 : The Protection of Children Online, Retrieved from, <http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/fulltext/5kgcjf71p128.pdf?expires=1339751515&id=id&accname=guest&checksum=D72092B96A1527AF114D8487AA9FEC82> (Accessed on 10 Jun 2013).
- 14) Ofcom (2008). Identifying appropriate regulatory solutions:

principles for analysing self- and co-regulation, Retrieved from, <http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/coregulation/statement/statement.pdf> (Accessed on 10 February 2013).

15) Tulving, E., Schacter, D. L., & Stark H. A, Priming Effects in Word Fragment Completion are independent of Recognition Memory, *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory and Cognition*, 8 (4), pp.336-342, 1982,USA.

†1 青山学院大学ヒューマンイノベーション研究センター  
Aoyama Gakuin University, Human Innovation Research Center

- 1) 本アンケートでは PHS・スマートフォンを含めて携帯電話として質問されている。
- 2) 本法のもう一つの目的として「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずる」ことが規定されている。本稿では青少年がインターネットを安心安全に利用するための啓発教育に主眼を置いていることから、ここで上げている技術的な閲覧制限に関する政策については言及しないこととする。
- 3) 本調査は、2009年～2011年の調査では被験者数が青少年2,000人、保護者2,000人としていたが、2012年の調査から青少年3,000人、保護者3,000人と被験者数が増加している。本研究では、2009年～2011年の調査データを分析した結果の評価を行っていることから、本文中の調査対象者数を青少年2,000人、保護者2,000人と明記している。
- 4) 本調査の調査概要は以下である。調査主体：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当、調査地域：日本全国、調査方法：調査員による個別面接聴取法、調査期間：2009年10月22日～11月8日、調査対象者：2009年11月30日現在で満10歳～満17歳までの青少年：2,000人、有効回収数（率）：1,369人(68.5%)
- 5) 本調査の調査概要は以下である。調査主体：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当、調査地域：日本全国、調査方法：調査員による個別面接聴取法、調査期間：2010年9月1日～9月20日、調査対象者：2010年11月30日現在で、満10歳から満17歳までの青少年の保護者：2,000人、調査方法：調査員による個別面接聴取法、標本抽出方法：層化二段階無作為抽出法、有効回収数（率）：1,400人(70.0%)
- 6) 本調査の調査概要は以下である。調査主体：総務省情報通信政策研究所、調査地域：日本全国：23高校（北海道地区：1校、東北地区：2校、関東地区：5校、北陸地区：2校、信越地区：2校、東海地区：3校、近畿地区：3校、中国地区：1校、四国地区：1校、九州・沖縄地区：3校）、調査方法：コンピュータアンケートシステム（事前アンケート）と紙筆式アンケート（事後アンケート）の併用、調査期間：2012年6月～2012年7月、調査対象者：全国協力高校等に在籍する高校1年生等：2,464人、有効回収数（率）：事前アンケート回収数：2,421人(98.2%)、事後アンケート回収数：2,247人(91.2%)
- 7) 青少年インターネット環境整備法第3条「基本理念」では、「民間における自主的かつ主体的な取組」を「国及び地方公共団体はこれを尊重する」とが定められている。また第4条では、「国及び地方公共団体は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する」とが定められている。さらに第13条では、インターネットの適切な利用に関する教育の推進として、「国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」ことが規定されている。これらのことから関係者の一員として政府機関および地方自治体があげられ

- る。
- 8) 第 16 条では民間の関係者を「青少年のインターネットの利用に関する事業を行う者」としており、民間企業としては、インターネット関連企業等が該当することが理解できる。
  - 9) 第 16 条に記載されている「その他の関係者」として内閣府、総務省、経済産業(2009)では、保護者および教育者が該当することを指摘している。
  - 10) 広報的な啓発活動としては、啓発ポスターの掲示、web ページでの情報提供、キャンペーンやイベントの実施などがあげられる。